

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案要綱

## 第一 改正の内容

時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局に使用するための無線設備を特定無線設備とすること。

(第二条関係)

## 第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。